

## 第1号議案

公益社団法人守口市シルバー人材センター定款の一部変更について

定款第13条第4号の規定により、次のとおり総会の決議を求める。

令和8年5月30日

公益社団法人 守口市シルバー人材センター

理事長 川部 政彦

### 記

#### 1 理由

当センターの定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催してはいますが、公益法人会計基準の見直しに伴い財務諸表作成に時間が要することが見込まれることなどから開催時期を1か月間先送りすることとし、また、当該財務諸表の名称を変更する必要があること、さらにシルバー人材センターにおける規程の例示を取り入れることなどにより、定款を変更しようとするもの。

#### 2 内容

別紙 「新旧対照表」 のとおり

#### 3 施行日

この定款は、令和8年5月31日から施行する。

## 第 1 号議案 公益社団法人守口市シルバー人材センター定款の変更について(新旧対照表)

改正案	現 行
<p>第 1 条から第13条まで 略 (種別及び開催)</p> <p>第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。</p> <p>2 定時総会は、毎事業年度終了後 <u>3</u> か月以内に開催する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条から第26条まで 略 (任期)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 役員は、<u>第23条第1項</u>で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第28条から第33条まで 略 (開催)</p> <p>第34条 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>第26条第5号</u>により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。</p> <p>第35条から第43条まで 略 (事業報告及び決算)</p> <p>第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、<u>理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。</u></p>	<p>第 1 条から第13条まで 略 (種別及び開催)</p> <p>第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。</p> <p>2 定時総会は、毎事業年度終了後 <u>2</u> か月以内に開催する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条から第26条まで 略 (任期)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 役員は、<u>第22条第1項</u>で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第28条から第33条まで 略 (開催)</p> <p>第34条 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>第25条第5号</u>により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。</p> <p>第35条から第43条まで 略 (事業報告及び決算)</p> <p>第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、<u>理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。</u></p>

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録については、毎事業年度3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員及び特別会員名簿についても主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

3 センターは、第1項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

第45条 略

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 削除

第45条 略

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第49条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決により変更することができる。

2及び3 略

#### 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決により変更することができる。

2及び3 略

(合併等)

第47条の2 センターは、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般財団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

第48条 略

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、国もしくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国もしくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第51条及び第52条 略

第52条の2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類

第48条 略

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、守口市に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、守口市に贈与するものとする。

第51条及び第52条 略

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等の規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、別に定める情報公開規程によるものとする。

第53条 略

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第54条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

以下 略

附則

この定款は、令和8年5月31日から施行する。

第53条 略

第11章 雑則

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

以下 略